

## 松江市特定教育・保育提供者に係る業務管理体制検査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して実施する業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について基本的事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 検査は、特定教育・保育提供者の事業運営の一層の適正化を図ることを目的とする。

### (検査の対象)

第3条 検査の対象は、法第55条第2項の規定により市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

### (検査の方針、種別及び方法等)

第4条 検査は、検査を通じて特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認するために実施する。

2 検査の種別は、「一般検査」と「特別検査」とする。

3 一般検査については、定期的かつ計画的に行うものとし、こども政策課が特定教育・保育提供者から書面の提出を受けて行う検査及び特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う事業所又はその本部において行う検査（以下「実地検査」という。）を基本とする。

4 一般検査の実地検査に当たっては、松江市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱（以下「特定教育・保育施設等要綱」という。）に定める実地指導と併せて実施することを基本とする。

5 特別検査については、次のいずれかに該当する場合にこども政策課が随時適切に行うものとし、実地検査を基本とする。

(1) 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき

(3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

### (検査事項)

第5条 検査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項が適切に整備・実施されているかを確認する。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

### (検査実施通知)

第6条 実地検査に当たっては、特定教育・保育施設等要綱に定める指導実施通知又は監査実施通知に検査の根拠規定等を加え、併せて通知することを基本とする。なお、事前通知を行うことによって実地検査の目的を達成することが困難であると認められる場合は、通知を行わず実地検査を実施することができるものとする。

(実地検査後の措置)

第7条 検査を行った職員(以下「検査職員」という。)は、実地検査後、特定教育・保育提供者に対し、検査結果について講評を行い、改善を要すると認められた事項については、所要の改善を行うよう指導を行うものとする。

- 2 検査職員は、実地検査後、速やかに復命書を作成し、特定教育・保育提供者の問題点等を明確にした上で復命するものとする。
- 3 検査の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。
- 4 改善を要すると認められた事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)を報告させ、挙証資料等により確認するものとする。
- 5 検査結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況等の確認を行うため、「社会福祉法人等指導・監査改善状況管理台帳」に記載するものとする。
- 6 第1項から第5項までの規定については、特定教育・保育施設等要綱第11条に定める「実地指導後の措置」又は同要綱第17条に定める「監査後の措置(第1項から第5項までの規定に限る。)」に併せて実施することを基本とする。
- 7 指導を行った事項について、適切な改善がなされない場合には、必要に応じて、次のとおり法第57条に基づく勧告等の措置を講じるものとする。なお、「勧告」及び「命令」はこども政策課が行うものとする。

(1) 勧告

法第55条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認める場合は、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、文書により当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、勧告をした特定教育・保育提供者の設置者等に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(2) 命令

特定教育・保育提供者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。なお、命令をしたときは、その旨を公示する。

また、命令をした特定教育・保育提供者に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 必要に応じて、国又は島根県等関係行政機関の協力を求めるなどにより、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(職員留意事項)

第9条 検査職員は、検査の手順及び分担を定め効率的に行うように努めるほか検査を受ける特定教育・保育提供者の業務に支障がないよう留意するものとする。

- 2 検査職員は、検査に当たっては、市長が発行する身分証を携帯し、かつ関係者からの請求があるときには、これを提示し、常に穏健かつ冷静な言動と指導援助的態度で接することにより特定教育・保育提供者の理解と協力が得られるように努めるものとする。

3 検査職員は、事実の認定及び事務処理の判断に当たっては、常に公平不偏の態度で臨むよう努めることとする。

(社会福祉法人等指導監査連絡会議)

第10条 この要綱に定める検査に関する重要な事案等については、健康福祉部内に設置する「社会福祉法人等指導監査連絡会議」において審議するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。